

保存樹の追加指定について

1 保存樹の追加指定の経過

京都市は、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、平成13年度～17年度にかけて41件（47本）の保存樹を指定した。

しかし、その後、保存樹は、枯死等により31件（36本）まで減少してしまったため、令和元年度から、保存樹の追加指定に係る調査を進め、令和6年度に追加指定候補樹木（計14件）の選定が完了した。

令和7年度は、選定した樹木について、所有者の意向確認及び健全度調査を実施してきており、その結果を踏まえ、追加指定についてお諮りする（[参考資料1](#)参照）。

2 令和7年度の確認結果

選定した樹木の健全度調査の結果は以下のとおり。

（※ 各樹木の概要は、[資料1-2](#)参照）

（表1）確認結果（表2、表3、[参考資料2](#)参照）（※1）

整理番号	行政区	本数	場所、樹種	衰退度（※2）
①	北区	1	中川八幡宮のスギ	Ⅱ
②	北区	1	平野神社のクスノキ	Ⅱ
③	上京区	1	護王神社のカリン	Ⅰ
④	左京区	1	八大神社のクロガネモチ	Ⅰ
⑤	東山区	2	長楽館のヒマラヤスギ（※3）	Ⅰ
⑥	山科区	1	毘沙門堂のシダレザクラ	Ⅰ
⑦	下京区	1	松尾神社西七条御旅所（本殿前）のクスノキ	Ⅱ
⑧	南区	1	吉祥院石原町のアカマツ	Ⅰ
⑨	伏見区	1	藤森神社のクスノキ	Ⅱ
⑩	伏見区	1	八大龍王弁財天のイチヨウ	Ⅰ
⑪	伏見区	1	誕生寺のイチヨウ	Ⅰ

※1 追加指定候補樹木14件のうち、3件は指定の同意が得られなかった。

※2 衰退度（健全度）：5段階判定（Ⅰ～Ⅴ）（[参考資料3](#)参照）

（Ⅰ：良 Ⅱ：やや不良 Ⅲ：不良 Ⅳ：著しく不良 Ⅴ：枯死寸前）

（⇒ 衰退度がⅠ～Ⅱであれば、樹木の健全度は支障ないと判断）

※3 当初、1本を保存樹指定することを想定していたが、健全度調査時に改めて現地を確認した結果、近接して植栽されているもう1本のヒマラヤスギも追加指定候補とした。

(表 2) 行政区別保存樹件数

行政区	①当初指定件数	②現存保存樹件数	③追加指定件数	④追加指定後件数 (②+③)
北区	4	3	2	5
上京区	4	3	1	4
左京区	5	2	1	3
中京区	3	3	0	3
東山区	4	3	1	4
山科区	4	3	1	4
下京区	3	3	1	4
南区	3	3	1	4
右京区	5	3	0	3
西京区	2	2	0	2
伏見区	4	3	3	6
計	41	31	11	42

(表 3) 樹種別保存樹件数

樹種	現存保存樹	追加指定	計	備考
イチョウ	6	2	8	
クスノキ	5	3	8	
ムクノキ	3	0	3	
クロガネモチ	2	1	3	
ヤマザクラ	2	0	2	
アカマツ	1	1	2	
その他(※)	12	4	16	
計	31	11	42	

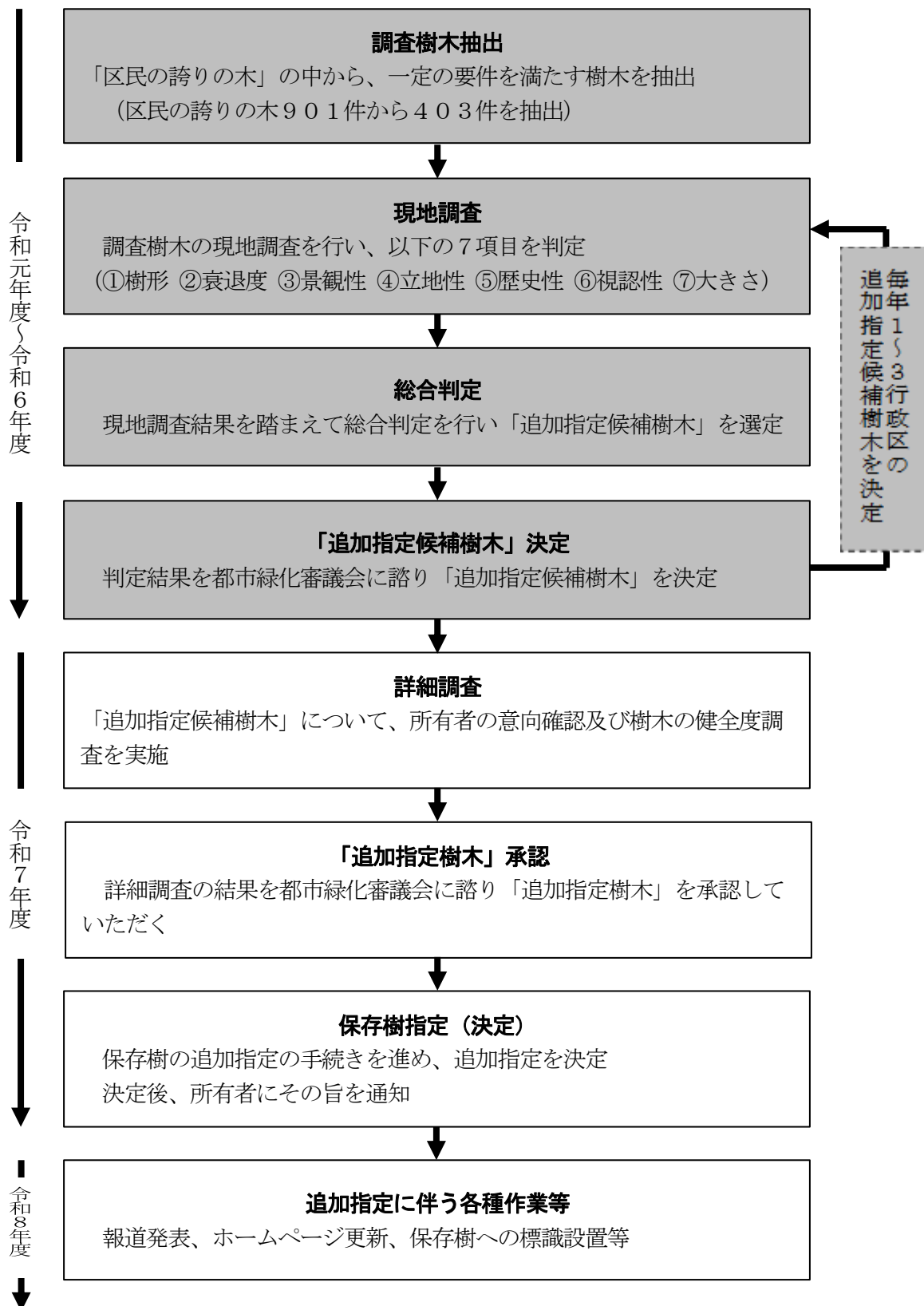
※ カツラ、カリン、クロマツ、ケヤキ、サザンカ、サルスベリ、シダレザクラ、スギ、スダジイ、ソメイヨシノ、タカオカエデ、タラヨウ、ハクモクレン、ヒマラヤスギ、ムクロジ、ヤマモモ (各1件)

3 今後の予定

(表 4) 今後の予定

時期	実施項目	内容
令和8年3月	追加指定手続き	審議会の承認をいただいた後、指定に向けた手続き開始
	保存樹指定	保存樹の追加指定
	所有者への通知	所有者に保存樹に指定した旨を通知
令和8年4月以降	追加指定に伴う各種作業等	報道発表、ホームページ更新、保存樹への標識設置等

<保存樹追加指定の流れ> (グレー：完了)



○保存樹一覧表（追加指定後の一覧（案））

番号(※)	行政区	本数	場所、樹種	指定年度
3	左京区	1	鷲森神社のヤマザクラ	H13
4	中京区	1	北野天満宮御旅所のクロガネモチ	H13
5	東山区	1	養源院のヤマモモ	H13
6	山科区	1	音羽前出町のソメイヨシノ	H13
7	下京区	1	龍谷大学大宮学舎のイチヨウ	H13
8	南区	1	宇賀神社のムクノキ	H13
9	右京区	1	齊宮神社のムクノキ	H13
10	西京区	1	上桂御霊神社のクスノキ	H13
12	伏見区	1	久我神社のクスノキ	H13
13	北区	1	招善寺のハクモクレン	H14
14	北区	1	今宮神社のムクロジ	H14
15	上京区	1	古義堂のクロマツ	H14
19	下京区	1	西本願寺のイチヨウ	H14
20	右京区	1	嵯峨越畑北ノ町のサザンカ	H14
21	上京区	1	雨宝院のアカマツ	H15
22	中京区	1	本能寺のイチヨウ	H15
23	東山区	1	安祥院のヤマザクラ	H15
24	東山区	1	新日吉神宮のスタジイ	H15
25	山科区	1	華山寺のケヤキ	H15
26	南区	3	光福寺のクスノキ	H15
28	右京区	1	印空寺のタラヨウ	H15
29	左京区	1	満足稲荷神社のクロガネモチ	H16
30	中京区	2	聖三一幼稚園のイチヨウ	H16
31	下京区	3	菅大臣神社のイチヨウ	H16
32	南区	1	浄禅寺のクスノキ	H16
33	西京区	1	三宮神社のムクノキ	H16
34	伏見区	1	清涼院のサルスベリ	H16
35	北区	1	賀茂別雷神社末社藤木社のクスノキ	H17
36	上京区	1	本隆寺のタカオカエデ	H17
39	山科区	1	若宮八幡宮のカツラ	H17
41	伏見区	1	三栖神社のイチヨウ	H17
42	北区	1	中川八幡宮のスギ	R7
43	北区	1	平野神社のクスノキ	R7
44	上京区	1	護王神社のカリン	R7
45	左京区	1	八大神社のクロガネモチ	R7
46	東山区	2	長楽館のヒマラヤスギ	R7
47	山科区	1	毘沙門堂のシダレザクラ	R7
48	下京区	1	松尾神社西七条御旅所（本殿前）のクスノキ	R7
49	南区	1	吉祥院石原町のアカマツ	R7
50	伏見区	1	藤森神社のクスノキ	R7
51	伏見区	1	八大龍王弁財天のイチヨウ	R7
52	伏見区	1	誕生寺のイチヨウ	R7
42件		48本		

※ 枯死等により指定解除したものを除いたため番号が飛んでいる。

○樹木の衰退度判定票（使用した判定票（（一財）日本緑化センターHPからダウンロード））

2. 地上部の衰退度判定票

評価項目	評価基準					評点
	0	1	2	3	4	
樹勢	旺盛な生育状態を示し被害が全くみられない	幾分影響を受けているが、あまりめだたない	異常が明らかに認められる	生育状態が極めて劣悪である	ほとんど枯死	
樹形	自然樹形を保っている	若干の乱れはあるが、自然樹形に近い	自然樹形の崩壊がかなり進んでいる	自然樹形がほぼ崩壊し、奇形化している	ほとんど完全に崩壊	
枝の伸張量	正常	幾分少ないが、目立たない	枝は短くなり細い	枝は極度に短小、しょうが状の節間がある	ドからの萌芽枝のみわずかに成長	
梢や上枝の先端の枯損	なし	少しあるがあまり目立たない	かなり多い	著しく多い	梢端・主枝がない	
下枝の先端の枯損	なし	少しあるがあまり目立たない	かなり多い、切断が目立つ	著しく多い、大きな切断がある	ほとんど健全な枝端がない	
大枝・幹の欠損	なし	少しあるが回復している	かなり目立つ	著しく目立つ、大きく切断されている	大枝・幹の上半分が欠けている	
枝葉の密度	枝と葉の密度のバランスがとれている	0に比べてやや劣る	やや疎	枯枝が多く葉の発生が少なく著しく疎	ほとんど枝葉がない	
葉(芽)の大きさ	葉(芽)がすべて十分な大きさ	所々に小さい葉(芽)がある	全体にやや小さい	全体に著しく小さい	わずかな葉(芽)しかなく、それも小さい	
葉色	全体に濃い緑色を保っている	やや薄い緑色を保っている	黄色、赤褐色の葉が目立つ	大部分が薄い緑色	薄い緑色と黄色、赤褐色のみ	
樹皮の傷(剥皮・壊死)	傷などほとんどなし	穿孔・傷が少しあるが、あまり目立たない	古傷が残る	傷からの腐朽が著しい	大きな空洞、剥がれがある	
樹皮の新陳代謝	樹皮は新鮮な色をしていて新陳代謝が活発である	大部分は新鮮だが所々不活発な部分がある	全体に樹皮に活力がない	著しく活力が無く衰弱気味である	樹皮の大部分が壊死	
制吹きひこばえ	枝葉量が多く、制吹きひこばえもない	枝葉量が多いが制吹きひこばえもある	枝葉量が少なく制吹き、ひこばえがある	枝葉量が極めて少なく、制吹き、ひこばえが多い	枝葉量が極めて少なく、制吹き、ひこばえも少ない	
衰退度 = 各項目の評価値の合計 ÷ 評価項目数						

衰退度判定基準

衰退度区分	I	II	III	IV	V
		0.8未満	0.8～1.6未満	1.6～2.4未満	2.4～3.2未満
	良	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前

○ 保存樹の追加指定の方法について（R1～R6）

（1）選定手順

- ア 「区民誇りの木」を行政区別に整理し、毎年、1～3行政区の樹木（調査樹木）について現地調査を行う。
- イ 現地調査を行い、現地調査判定項目①～⑦を判定。
- ウ 現地調査の結果（項目①～⑦の判定結果）を踏まえ、当該樹木を総合的に判定。
- エ 判定結果を都市緑化審議会に諮り、『追加指定候補樹木』を決定。

（2）調査樹木の抽出方法等

区民の誇りの木901件から、次の条件の樹木を除外（除外後計403件）。

- ・ 天然記念物（国）、京都市指定天然記念物
- ・ 国又は地方公共団体の所有並びに管理に係る樹木
- ・ 既に京都市の保存樹に指定された樹木等
- ・ 既に伐採された区民の誇りの木
- ・ 過去に保存樹候補になったが同意が得られなかった樹木

（3）現地調査の判定

現地調査は以下の7つの項目を判定。

（現地調査の判定項目）

項目	内容
①樹形	樹形が樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているか
②衰退度	健全な樹木であるか
③景観性	樹容が美観上優れており、周囲の街並みの景観と調和しているか
④立地性	植栽されている場所は、樹木の生育に支障がない場所か
⑤歴史性	由緒や謂れがある樹木か
⑥視認性	樹木を敷地内及び敷地外から視認することができるか
⑦大きさ	樹木の大きさが次のいずれかの条件を超えているか （高さ：15m、樹冠幅：3m、幹周：1.5m）

（4）総合判定

「総合判定A」「総合判定B」の中から追加指定候補樹木を選定。

（総合判定の内容）

記号	判定	内容
A	優れている	「追加指定候補樹木」として適切と思われる
B	ふさわしい	「追加指定候補樹木」になり得る可能性がある
C	特段の難はない	「追加指定候補樹木」として適切とはいえない
D	難あり	「追加指定候補樹木」には成り得ない

<関係法令等>**○京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（平成7年3月9日制定）（抄）**

（保存樹等の指定）

第6条 市長は、市街地内に存し、かつ、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団（以下「樹木等」という。）で、その規模、樹容等が別に定める基準に適合しているものを、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹の集団（以下「保存樹等」という。）として指定することができる。

2 前項の規定は、次に掲げる樹木等については、適用しない。

- (1) 文化財保護法第109条第1項の規定による指定、同法第110条第1項の規定による仮指定若しくは同法第132条第1項の規定による登録又は同法第182条第2項の規定に基づく条例の規定による指定を受けた樹木等
- (2) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された樹木等
- (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等

○京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則（平成7年3月29日制定）（抄）

（保存樹等の指定の基準）

第3条 条例第6条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 樹木については、その規模が次のいずれかに該当していること。
 - ア 1.2メートルの高さにおける幹の周囲（株立ちした樹木にあつては、各幹の周囲の合計に10分の7を乗じて得た長さ。以下同じ。）が1.5メートル以上であること。
 - イ 高さが15メートル以上であること。
 - ウ 樹冠の最小幅が3メートル以上であること。
- (2) 樹木の集団については、その規模が次のいずれかに該当していること。
 - ア 生け垣を構成している樹木の集団にあつては、当該生け垣の長さが20メートル以上であること。
 - イ アに該当しない樹木の集団にあつては、その存する土地の面積が500平方メートル以上であること。
- (3) 樹容が、美観上優れており、周辺の町並みの景観と調和し、かつ、次のいずれかに該当していること。
 - ア 当該樹木の固有の形状を保っていること。
 - イ 剪定等により良好な形状を保っていること。

○京都市「区民の誇りの木」選定事業実施要綱（平成11年10月4日制定）（抄）

（「区民の誇りの木」の選定）

第2条 「区民の誇りの木」の選定は、次条第1項の規定により各区において募集し、応募された樹木を第4条第1項に規定する委員会が選定する。

（「区民の誇りの木」の推薦）

第3条 事業を行う区の区民及び事業者は、次項の「区民の誇りの木」を、次条第1項に規定する委員会が定めた期間内に、推薦することができる。

2 「区民の誇りの木」とは、区民又は事業者が誇りに思い、次の世代に伝えていきたいと思う樹木であり、容易にその姿を見ることができる樹木とする。